サッカー専用施設住民訴訟について

1 経 緯

平成30年12月3日 栃木ウーヴァからスタジアム整備等の要望書を提出

平成30年12月13日 議員研究会(要望書について)

平成31年1月~3月 岩舟地域で要望書に関する説明会

平成31年2月12日 議員研究会(要望書について)

令和元年 5月17日 議員研究会(連携協定書、サッカースタジアム整備進捗状況 について)

令和元年 5月 30 日 市と栃木ユナイテッド (栃木シティ FC) がスポーツを通した 地域づくりに向けて連携協定書を締結

令和元年 6月 岩舟町商工会青年部、岩舟町商工会、岩舟町設備業組合から 要望書を提出、

令和元年 8月19日 栃木ユナイテッドがスタジアム整備・固定資産税減免等に関する要望書を提出

令和2年 1月17日 議員研究会(スタジアム整備地決定、要望書について)

令和2年3月18日 議員研究会(覚書について)

令和2年3月23日 スタジアムの設置と維持管理等に係る覚書を締結

令和3年2月24日 スタジアムに関する固定資産税免除等に関する住民監査請求

令和3年4月23日 住民監査請求棄却

令和3年5月21日 住民訴訟を提起される

令和4年1月27日 宇都宮地方裁判所判決

令和4年2月8日 控訴状提出

令和5年10月18日 東京高等裁判所判決

2 訴訟における市の主な主張内容

- ・ 地方税法及び市税条例に基づいた固定資産税の免除は、専用グラウンド設置を 求める市民からの要望、プロスポーツ活動を活発化させることによる社会的効果、 施設自体がもたらす社会的経済的効果、重複施設の有効活用等の公益性を有して おり、市長の裁量権の逸脱や濫用には当たらない。
- ・ 公園条例に基づいた公園使用料の免除は、上記の公益性に加え、公園の管理費用 の削減等による財政状況の改善の効果を有しており、市長の裁量権の逸脱や濫用 には当たらない。

3 判 決

- (1) 宇都宮地方裁判所(第1審)判決 令和4年1月27日
 - ① 被告は、株式会社日本理化工業所に対し、別紙物件目録記載の建物に対して 課する令和4年1月1日及び令和5年1月1日を賦課期日とする固定資産税の 免除をしてはならない。
 - ② 被告が、株式会社日本理化工業所に対し、令和2年4月1日から令和3年2月24日までの間の岩舟総合運動公園の使用料1225万1634円を請求しないことが違法であることを確認する。
 - ③ 訴訟費用は被告の負担とする。
- (2) 東京高等裁判所(第2審)判決 令和5年10月18日
 - ① 控訴人市長が令和5年1月27日付けで株式会社日本理化工業所に対してした別紙物件目録記載の建物に係る令和4年1月1日を賦課期日とする固定資産税の免除決定を取り消す。
 - ② 控訴人市長が令和5年5月17日付けで株式会社日本理化工業所に対してした別紙物件目録記載の建物に係る令和5年1月1日を賦課期日とする固定資産税の免除決定を取り消す。
 - ③ 控訴人市長の本件控訴を棄却する。
 - ④ 訴訟費用は、第1、2審を通じて、控訴人らの負担とする。
 - ⑤ なお、原判決主文第一項は、被控訴人らの訴えの交換的変更により、失効している。

4 第2審に対する市の対応

第2審の判決の内容を精査し、慎重に検討を重ねた結果、上告をしないこととする。

連絡先:

栃木市役所

経営管理部総務人事課

担当: 奈良部

TEL 0 2 8 2 - 2 1 - 2 3 4 0

栃木市作成

<u>_</u>
• 要約)
(抜粋
)結果
裁判の

市の主張 専用グラウンド設置を求め る市民からの要望、プロス ポーツ活動を活発化させる ことによる社会的効果、施 設自体がもたらす社会的経 済的効果、重複施設の有効 活用等の公益性を有してお 活用等の公益性を有してお
に基づいた減免は市長の裁量権の逸脱や濫用には当たらない。
上記の公益性に加え、財政 上の効果を有しており、公
園条例に基づいた減免は市 長の裁量権の逸脱や濫用に
らない。